

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第170回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第170回 食品安全委員会議事概要

平成18年12月7日(木) 14:00~14:45

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

●遺伝子組換え食品等 2品目

1) L-バリン

2) L-ロイシン

厚生労働省からの説明

・遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1) 栄養分の補給を目的として、飲料や調味料等に使用される添加物(アミノ酸)です。

2) 栄養分の補給を目的として、飲料や調味料等に使用される添加物(アミノ酸)です。

●新開発食品

1) 明治リカルデント(TM)ミルク

・厚生労働省からの説明。

・新開発食品専門調査会において審議することとなった。

<参考>

1) 歯を丈夫で健康にする旨を特定の保健の目的とする乳飲料形態の特定保健用食品です。

○特定保健用食品

身体の生理学的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、お腹の調子を整えるのに役立つなどの、特定の保健の用途に資するものであることを表示するもの。トクホ(特保)と略称されることがあります。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

●「クロルピリホス」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

・殺虫剤で、ばれいしょ、てんさい等に使用し、あずきやネクタリン等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 添加物 イソブタナールに係る食品健康影響評価について

2) 農薬 クロチアニジンに係る食品健康影響評価について

3) 農薬 ビフェナゼートに係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「イソブタナールは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

・「クロチアニジンの一日摂取許容量(ADI)を 0.097mg/kg体重/日と設定する」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

・「ビフェナゼートの一日摂取許容量(ADI)を 0.01mg/kg体重/日と設定する」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

1) 香料。果物や野菜などの香気成分として食品に天然に含まれており、欧米等では焼き菓子、清涼飲料等様々な加工食品に添加されています。

2) 殺虫剤で、水稻、だいこん、トマト等に使用し、はくさい、ブロッコリー、アスパラガス等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

3) 殺虫剤(殺ダニ剤)で、トマト、きゅうり、りんご等に使用し、うめ、さといも、やまいも等への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

(4) 食品安全委員会の11月の運営について

・事務局より報告。

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成18年11月分)について

・事務局より報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 [プライバシーポリシー](#)